



2022年8月3日

各 位

会 社 名 Zホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)  
川邊 健太郎  
(コード：4689 東証プライム)  
問い合わせ先 専務執行役員 GCF0 (最高財務責任者)  
坂上 亮介  
(電話：03-6779-4900)

**役職員向け株式報酬制度及び株式交付制度の導入に伴う  
第三者割当による新株式発行に関するお知らせ**

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款第 25 条（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、第三者割当による新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年8月18日(木)
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 7,531,200 株
(3) 発行価額	1株につき 484.1 円
(4) 発行総額	3,645,853,920 円
(5) 増加する資本金の額	1,822,926,960 円 (1株につき 242.05 円)
(6) 増加する資本準備金の額	1,822,926,960 円 (1株につき 242.05 円)
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による。 ①日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・76765 口) ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・76766 口) ③日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・76782 口) ④株式会社日本カストディ銀行(信託E 口)
(8) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

## 2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月17日付適時開示「取締役に対する株式報酬制度（RSUプラン）の導入に関するお知らせ」並びに本日付適時開示「役員に対する株式報酬制度及び株式交付制度（RSUプラン）の導入に関するお知らせ」及び「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」のとおり、当社と当社の主要子会社であるヤフー株式会社及びLINE株式会社（同社子会社を含む。）の取締役、執行役員及び従業員を対象に、新たなインセンティブプランとして信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

本新株式発行は、本制度の導入に際し、当社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する本制度に係る信託契約の共同受託者）及び株式会社日本カストディ銀行（みずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に対し、第三者割当による新株式発行を行うものです。

## 3. 株式割当契約の概要

### （1）割当予定先の概要

#### 割当予定先①

日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
（役員報酬BIP信託口・76765口）

#### 割当予定先②

日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
（株式付与ESOP信託口・76766口）

#### 割当予定先③

日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
（株式付与ESOP信託口・76782口）

#### 割当予定先④

株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

### （2）本制度に係る信託の主な内容

#### 割当予定先①

信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	①当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）及び監査等委員である取締役、並びに②当社の主要子会社であるヤフー株式会社及びLINE株式会社の取締役（社外取締役を除く）のうち受益者要件を充足する者
信託契約日	2022年8月12日（予定）
制度開始日	2022年8月12日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の総額	585,954,640円

#### 割当予定先②③

	割当予定先②	割当予定先③
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与	
委託者	当社	

受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
受益者	当社の執行役員及び従業員のうち受益者要件を充足する者	ヤフー株式会社の執行役員及び従業員のうち受益者要件を充足する者
信託契約日	2022年8月12日(予定)	
制度開始日	2022年8月12日(予定)	
議決権行使	行使しないものとします。	
取得株式の総額	169,967,510円	449,970,950円

#### 割当予定先④

信託の目的	役職員に対するインセンティブの付与	
委託者	LINE株式会社	
受託者	みずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)	
受益者	LINE株式会社の執行役員及び従業員、並びに同社子会社の役職員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者	
信託契約日	2022年8月12日(予定)	
制度開始日	2022年8月12日(予定)	
議決権行使	行使しないものとします。	
取得株式の総額	2,439,960,820円	

#### 4. 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本新株式発行に係る取締役会決議の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値484.1円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお発行価格484.1円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均438円(円未満切捨)に対して110.53%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均425円(円未満切捨)に対して113.91%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均478円(円未満切捨)に対して101.28%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本新株式発行に係る発行価格は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記発行価格につきましては、監査等委員会が、特に有利な払込価格には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 5. 企業行動規範上の手続

本新株式発行による希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 6. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況  
本制度に基づく本新株式発行の当事者は信託であり、支配株主等には該当しません。  
しかしながら、当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社及びソフトバンク株式会社の取締役を兼務する当社の代表取締役社長 Co-CEO である川邊健太郎と Aホールディングス株式会社の取締役を兼務する当社の専務執行役員 CGIO である黄仁

峻が信託の受益者候補となっています。すなわち、実態としては、発行会社が上記親会社との兼務取締役に対して報酬として株式を交付することとなります。

そこで、当社は、2022年6月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、以下のように定めており、本新株式発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社の親会社はソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)、ソフトバンク(株)およびAホールディングス(株)です。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定め、公正かつ適正な取引の維持に努めています。また、親会社との一定の取引・行為については、ガバナンス委員会での審議を必須としています。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株式発行は、法令及び諸規則等で定められた規定ならびに手続きに従って行っております。また、本新株式発行の払込金額は取締役会決議日の前日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当せず、新株式発行として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

(3) 当該取引等にかかる決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株式発行の内容の妥当性については、当社取締役会において審議の上、本日付で取締役会決議を行っております。本新株式発行にあたっては、代表取締役社長 Co-CEO 川邊氏の指示に基づき執行役員今村氏より、支配株主と利害関係のないガバナンス委員会（独立役員である社外取締役の國廣正氏、臼見好生氏、蓮見麻衣子氏及び鳩山玲人氏を構成員としております。）に対して、少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を述べることについて、諮問を行っております。ガバナンス委員会は、かかる諮問事項の審議にあたって、執行役員今村氏より、「公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」を講じていること、及び付与対象者に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としており、その内容は妥当である旨の説明を受けております。そこで、ガバナンス委員会は、本新株式発行の目的、発行ないし割当対象者の決定に至る経緯、本新株式発行の条件の公正性について信託を活用した株式として適切であるか否かという観点から検討を行った結果、本新株式発行は、当社の指名報酬委員会において検討するというプロセスを経ており、また、当社の指名報酬委員会は、本新株式発行には、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとしての機能があることや、株式の払込金額は取締役会決議日の前日の終値であることに鑑みて、割当対象者に特に有利な払込金額に該当せず、当社が本新株式発行に関して本日提出した有価証券届出書に記載のとおり、新株式の発行として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではないことから、適正なものであると判断しており、かつ、全員が指名報酬委員会の委員を兼務するガバナンス委員会としても同様に判断しており、また、「公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」も講じられた上で本新株式発行についての意思決定がなされることから、本新株式発行にかかる決定は少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったとのことですが、当社は、ガバナンス委員会より、その旨の意見が記載された意見書を2022年8月2日付けで得ています。

以上